

笠間市議会清掃施設整備等調査特別委員会記録（第26回）

令和6年10月22日 午前11時10分開会

出席委員

委員長	西山 猛 君
副委員長	益子 康子 君
〃	酒井 正輝 君
〃	河原井 信之 君
〃	鈴木 宏治 君
〃	川村 和夫 君
〃	坂本 奈央子 君
〃	安見 貴志 君
〃	内桶 克之 君
〃	田村 幸子 君
〃	林田 美代子 君
〃	田村 泰之 君
〃	村上 寿之 君
〃	石井 栄 君
〃	畑岡 洋二 君
〃	石松 俊雄 君
〃	大貫 千尋 君
〃	石崎 勝三 君
〃	大関 久義 君

欠席委員

委員	長谷川 愛子 君
〃	飯田 正憲 君
〃	小菌江 一三 君

出席説明員

なし

出席議会事務局職員

議会事務局 山田 正巳

議 会 事 務 局 次 長 堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐 鶴 田 貴 子
係 長 神 長 利 久

議 事 日 程

令和 6 年 1 0 月 2 2 日（火曜日）

午前 1 1 時 1 0 分開会

- 1 開会
 - 2 案件
 - （１）バイオガス発電施設の必要性について
 - （２）余熱利用施設の今後の在り方について
 - （３）その他
-

午前 1 1 時 1 0 分開会

○西山委員長 委員の皆様におかれましては、全員協議会終了後の慌ただしい中、第 26 回清掃施設整備等調査特別委員会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。それでは早速会議に入ります。

○西山委員長 本日の出席委員は 19 名であります。欠席委員は、長谷川愛子委員、飯田正憲委員、小藺江一三委員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議では、執行部への出席を求めておりませんので、御了承願いたいと思います。議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。本日の会議の記録は、次長補佐をお願いいたします。

また、本日は傍聴の申出がありましたのでこれを許可しております。

お入りください。

○西山委員長 それでは、本日の案件に入ります。

初めに、バイオガス発電施設の必要性についてであります。去る 10 月 10 日に開催いたしました委員会におきまして、当委員会からの提言書に対する執行部の考え方についての説明がありました。その上で、これまで 25 回にわたる執行部の説明や委員会として調査をしてきた内容を総括し委員各位からの執行部に対する質問事項の取りまとめを行い、執行部に回答を求めるということで前回方向性をつけたところであります。

この点につきまして、10 月 18 日締切りとしておりました、委員の皆様からの質問項目につきましては、口頭での質問内容の問合せ等がありましたが、これにつきましては了承

してもらいまして、酒井委員から提出がありましたものにつきましては、後ほど、酒井委員より、提出いただいた内容について説明を求めたいと思います。

それでは初めに、事務局より質問事項（案）について説明をお願いします。

事務局説明。

○堀内議会事務局次長 それでは資料 03、質問事項（案）をお開き願いたいと思います。質問事項は項目ごとに五つにまとめてございます。まず読み上げさせていただきたいと思います。

新清掃施設整備に関する質問事項（案）といたしまして、①バイオガス発電設備を併設した施設のCO₂削減効果について、算定のもととなる数字の出どころとともに計算過程を含めたものを数字で示していただきたい。

2 番目になります。有機性ごみは、成長育成の過程でCO₂吸収を行っているため発酵処理及びメタンガスにより発電の際に排出されるCO₂を含む温室効果ガスはこの吸収量と相殺され排出量実質ゼロとなる根拠を示していただきたい。

3 番目になります。第 10 回資料表 7 になりますが、①焼却施設＋バイオガス発電施設、②焼却施設＋高効率ボイラー発電、③焼却施設＋ボイラー発電について規模を縮小した後の建設費及び運営費について、再算定し結果をお示しいただきたい。

4 番目になります。施設整備基本計画において、概算事業費に関するデータが根拠に乏しいとする執行部の考えのもと現在まで進められてきたが、それを払拭するだけの新しいデータを保有しているのか。

5 番になります。清掃施設整備等調査特別委員会を設置して 25 回に及ぶ協議を進めてきた中で、各委員には温度差はありつつも執行部が進めるバイオガス発電併設の計画については慎重意見及び反対意見が大半です。市長が、バイオガス発電に対する思いを昨今の環境問題を含め重要視すべき事案であると表現しておりますが、このような状況において、市民負担（費用）、分別の手間はどのように変化していくのか。

以上 5 項目でございます。

なお、今回の委員会としての質問事項（案）につきましては、正副委員長との打合せを行いまして、その際に益子副委員長のほうから一点、この点はいかがかという御意見をいただいております。その点なのですが、⑤の部分になります。2 行目から 3 行目の部分で、「慎重意見及び反対意見が大半です」との記載についてでございますが、大半であるかどうかという部分については、まだ分からない部分でもあるので、この表現についてはちょっとふさわしくないのではないかというようなような御意見もいただいております。

この点も含めまして、皆様の御意見をちょうだいできればと思っております。

以上です。

○西山委員長 はい、説明が終わりました。

この件について、皆様方の御意見を聴取したいと思います。

はい、石松委員。

○石松俊雄委員 いま⑤について御意見があったというふうに聞いたのですが、私は全体的にはコンパクトにまとまっていて良い質問事項だと思うのですが、⑤は何を質問しているのか私には理解できないので、何を質問しているのか教えていただけませんか。

○西山委員長 はい。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分休憩

午前 11 時 19 分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかありませんか。

はい、大貫委員どうぞ。

○大貫千尋委員 費用負担に限定すると、二つに分かれるのです。一つは、建設費として国から、例えばこの部分については2分の1、この部分については3分の1、この部分については補助金はなしですという建設までの費用。

あと一つは、単純ストーカ方式で高効率発電をつけた場合の運営費。これは補助金なしです。それと、プラスでバイオをやったときの運営費との格差。これ、正直申しまして茨城町のある議員に聞いたのです。茨城町は石岡とやっています、新しく。それで運営費が大体1.5倍から倍になる、これは補助金なしだと。要するに焼却炉の運営費とバイオの運営費というのは別にやらないと駄目なのだそうです、専門が違うから。とても一般焼却炉のスタッフでバイオの運転管理はできないと。そんなことやったら、とんでもない間違いが起きます。だから別々にスタッフを置かなくちゃならないから運営費が1.5倍から倍かかりますと。その辺の理解を執行部がきちんとしているのかどうなのか分からないので、費用の質問をするのであれば、それも織り込んでいただきたいのです。

○西山委員長 はい、分かりました。

その点につきましては、③の中で再算定の結果を示すという中に、1、2、3パターンが出ると思います。その上で先ほど石松委員から出ましたように、⑤につきましては、山口市長の思いは思いとして、その前段のバイオガスに対する委員会の考え方、在り方みたいのは抜いて、山口市長がこういう思いの中で進めることについて、費用、分別の手間等はどのように変化していくのかという部分、要するに市民負担です。市民負担については③とリンクさせて、何か答えになるかなと思います。

どうでしょうか。「市長がから」にして、その前の事情というのを削除する。「1、2、3行目及び反対意見が大半です」までを削除する。

いかがですか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 そのようにしたいと思います。

そのほかありますか。

酒井委員どうぞ。

○酒井正輝委員 私が提出したものと大体似ている箇所があるのです。言いたいことは一緒なのかなと思って、取りあえず感想とちょっと・・・。

○西山委員長 それは後でやります。

○酒井正輝委員 相違点に関してもあるのです。それについて、私の所感なのですが。

②に関しては前回の資料③の補足資料の文言から引っ張ってきているのかなと思うのです。これに関しては国の方針に従って書いているからこれは必要ないのかなと思います。簡単に説明すると、この有機性ごみというのは生きた植物を燃やしますという話なのです。生ごみとかリンゴの皮とかそういうものは化石燃料じゃなくて燃やした後に発生したCO₂というのは、空気中に散らばって、それがまたリンゴとして実るということでぐるぐる回るだけだから、これはCO₂の増加につながらないし、その分は除外しますという考え方なのです、そもそも。化石燃料を燃やしちゃうと蓄積していたものが大気中に分散してしまっただけでそれが地球温暖化の原因になりますから、化石燃料の分は減らしたいというのがそもそもの考え方であって、これは国の方針に市も従っているので、あまり必要ないのかなと思いました。

○西山委員長 はい。

あくまでも執行部の考えですから、執行部の回答ですから、もしそのような回答になればそれでいいと思いますし、そうじゃない別な根拠があるかもしれませんから、取りあえずここについては、このままでいいのかなと思います。

はい、酒井委員どうぞ。

○酒井正輝委員 そうであればあってもいいかなと思います。ないほうがいいとは思いません。

○西山委員長 はい、分かりました。

ほかにありますか。

なければ、1ページに戻っていただいて、この質問に対する（回答の）期限を定めたいと思います。

どのようにしましょう。

はい、大関委員どうぞ。

○大関久義委員 前への会議のときに、執行部は再算定はしないと明言したのだけど、議会からこの委員会から再度申し込めばしてくれるというもので進んでいっているのですか。もう、バイオでやるのだからというようなことで、再算定はしないというような・・・。

○西山委員長 分かりました。

いま大関委員から出たように、執行部が執行部のペースで進んでいるということを踏ま

えた中で期限を決めましょう。それで期限決めましょう。1週間とか10日とか。

はい、村上委員。

○村上寿之委員 もし委員長がここまですりたいという考えがあれば、委員長と副委員長の考え方に合わせて、出していいのじゃないかと思うのですが、早ければ早いほうがいいのじゃないですか、ここで決まれば。

○西山委員長 提出するのは、本日が終われば速やかにと思ってます。

それでは、求める回答の期日をいつまでにしますかということを決めたいと思います。

はい、石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 1週間後では駄目ですか。1週間でいいのじゃないですか。

○西山委員長 はい、ただいま1週間という御意見が出ました。

はい、安見委員、どうぞ。

○安見貴志委員 この程度の質問のボリュームですと、恐らく項目ごとによってかかる事務量がだいぶ違うと思うのです。ですから、例えば短く切って、算定中で出せませんかとか不正確なまま出されるよりは、もう少し間をとって、私は2週間ぐらいは最低必要かなと考えているのです。そういうのもくみしてあげるべきかなと思います。

○西山委員長 煩雑な部分があるということも含めて、2週間。いま1週間と2週間という意見が出ました。

どうしますか。ほかにありますか、意見は。ありますか。

はい、石井委員どうぞ。

○石井栄委員 この質問の内容からいうと、いままでの執行部の姿勢からいうと難しいところがありそうなことを再三言っていますので、一定の時間はかかるでしょう。1週間でできるのかどうかは、ちょっとよく分からないけど、2週間ぐらいは、私の見込みでは、いまの執行部の状況から見るとそのぐらいはかかりそうな気がします。

○西山委員長 ごめんなさい。進行上ミスをしました。

酒井委員の質問事項、これも皆さんに議論してもらって組み込むので、そうすると中身はちょっと変わるので。ごめんなさい、期日はちょっと待ってください、後にしてください。ちょっと改めます。

それでは、この案につきましては、先ほどの訂正部分も含めて、削除部分も含めて、これで皆さんに御理解いただいて。

次に、酒井委員の質問項目。酒井委員より説明をお願いします。

酒井委員。

○酒井正輝委員 ファイルが二つあると思うのですが、下のほうが、L o g o チャットで「質問ある人は事務局にメールしてください」と言われて、そのまま送った原本です。送ったものに対して、事務局から整理されて帰ってきたのが上のほうと考えていただきたいのです。多少尖った意見だったのを丸くしたとか、項目ごとにしたという形になっ

ておりますので、上のほうを見ていただけるといいかと思います。

まず、4 質問事項というのを開いていただきたいです。私のほうは七つの項目になっているのですけれども、先ほどの（質問事項）案の五つと、ちょっとかぶっているところもあり、違うところもあるかなと思いますけど概ね一緒なのかなと思っています。手短に説明しますと、この①から③が費用対効果、つまりお金の話です。これはさっきの案の③、④あたりと関わっていくのですが、違いはと申しますと、私としては、納税者である市民に対しての説明というのは、やっぱり執行部は必要だと思うのです。それが抜けていると。納税者からすると、自分たちの税金が何に使われているのだろうという意識を、私は執行部に持ってほしいと思って、それで①のところに、市民への伝える際に困らないように説明してくださいと書いてあります。

あともう一つは、前回申したとおり、バイオ施設の有無、それぞれの予算比較、つまり相対的なものが必要だと、相対的な予算比較を出してくださいと。さっき大関委員からもありましたけど、それを出しませんと言ってるわけなのです。出しません、改めて行う必要性がないですという判断をした理由というのを、私は聞きたいというのが①です。

②なのですが、この中間報告書では、皆さん、さっきの⑤のように、ちょっといぶかしく思っている人は大半であると、大半という表現がどうかという意見もありますけど、大半なのかなというのも私の理解です。おかしいでしょうという委員会の判断に対して、執行部側は有効だと考えているみたいなので、それをちゃんと説明してくださいと。特に私は念入りに、①と②と書いてあって、①算出方法が不明であること。②他の事例と見積額がかけ離れているのでしょうと、さっき大貫委員からも出ましたが、その辺具体的にこの二つに関しては覆せる説明をしてほしいと思って、さっきの案よりは詳しく言及していたつもりです。

③なのですが、これは私のほうの独自の説明になります。課長が前回の答弁では、規模を縮小してもそのまま安くなるわけではないですと、そんな説明がありました。つまり、前回 100 トンだったのが 84 トンに縮小すると 84%そのままにはならないですと。それは分かるのですけども、仮に 99%みたいな、そういう数字を、概算事業費として出してきた場合、私個人的には悪徳業者にだまされているのじゃないかという疑惑が発生すると思うので、そうじゃないですという説明が欲しいのです、仮にその場合。ちょっと難しいのですけど、これは原案を見てほしいのです、わかりずらいのですけど、つまり、何ていうのですか、委員長、ちょっと助け船を欲しいんですけど・・・。

ちょっといい表現が浮かばないのですけど、つまり、縮小した金額そのままじゃなくても、割合的にどれぐらいの水増し分であれば、妥当な予算、概算事業費の見積額と言えるのですかというのを、見積額が出る前に欲しいということなのです。伝わっているか分からないのですけど、④にいきたいと思います。

④、⑤はCO₂削減効果です。当初、バイオ施設ありだと 3.3%、焼却施設のシナリオ

のみに対して、3.3%削減効果があるとしていたのですが、前回の資料では大体1.1%の効果があると下方修正されているわけです。それにもかかわらず、執行部としては何事もなかったかのように、バイオありきのシナリオで考えているのです。何で効果が低かったという事実に対して無視して進めているのですか。理由を説明してほしいということです。

この④、⑤は私独自の質問かと思うのですが、⑤に関しては前々回に市の行う太陽光パネルの補助事業のほうが、費用対効果が高いですという根拠を示しました。そういった説があるのに、数式で示した説があるのに、何でCO₂削減という手段をバイオ施設に求めるのですかということを説明してということです。

⑥ですが、これは先ほどの案と大体かぶっております。疑惑の数字であるにもかかわらず、部長や市長が正しいものとして判断しております。それで今後もこれを判断基準として使っていきますという姿勢が前回の答弁でした。じゃあ何ですかという。ここは皆さんはつきりさせたいところじゃないかと思うのですが。信頼できますよと、信頼できるから今後もその根拠として有効なものとして扱いますという理由を示してくださいということです。

⑦は提言書の項目を下敷きにしております。今後の業者選定等、石松委員も重要だと言っている3の項目です。適正な業者の選定に当たって、今度、これは質問書として回答が欲しいという形でどんな配慮ができるのですか、あるいは具体的にどうするのですかという説明を願いたいのです。またこうやって疑惑の出る数字が出てくるというのを防ぎたいという意図で聞いておりますということです。

○西山委員長 はい説明が終わりました。

形とすれば、質問事項で提出するので、一つにするのがふさわしいと思うのですが、その点も含めて皆さんの御意見をいただきたいと思います。

項目あるいはその形式、方式について、御意見をいただきたいと思います。

はい。大関委員。

○大関久義委員 酒井委員の⑥のところで、環境技術研究所の信用性についてということがうたっております。これは私どものほうで出した数字とかなり違っているのですが、どっちも信頼性に欠けるというようなもので、執行部のほうでは捉えているという報告がありました。その辺、議会側で提出した数字と執行部で提出した数字の違いについての回答でいいのじゃないかというふうに思うのです。

○西山委員長 どうですか。

はい、大貫委員。

○大貫千尋委員 大関委員の発言は、一般市民に説明する説明にはならないと思うのです。市長が、「コンサルタントの数字もちょっと信用性に欠けるよね。議会側から出た数字に対しても、ちょっと信頼性に欠けるよね」そういう発言は本来市長はしっちゃ駄目なのだよ。

自分のお金を出しているのじゃない、皆さんの税金でコンサルタント料を、高い安いは別にして払ってるわけだ。コンサルタントが出した数字が信用できないなんて言ったら、やめるべきだ、市長は。市民の税金だぞ。その辺は議会として二元制に基づいて、きちんとした訂正をさせるべきだ、本来は。ふざけるんじゃない、役所の税金何だと思っているのだ、自分で頼んでおいて、落札決定して契約して、一社しか参考にしていないなんて言っているのだから、そんな資料で、100 億も 150 億もこれからかけるという事業を。執行部の姿勢を正さなきゃ駄目だよ。正した上で、同じ間違いを先々やらないように・・・。

○西山委員長 はい、御意見は分かりました。

酒井委員の御意見、どうですか、その部分について。

○酒井正輝委員 ちょっと情報整理します。

市長が、コンサルが出した数字が信用できませんというのは、非公式なものなのかなと私は考えているのです。そんなにはっきりは言っていないのかなというのが一つと、前回の副市長答弁とか部長答弁では正しいですと言って食い違っているのです。その辺の意見の統一が欲しいというのが目的の一つです。はっきり統一した答えを出してくださいと。出てくる答えとして想定されるものは、信用できますといった場合、何でと、理由を問うているのがこの問いなのです。どっちにしろ、市長のスタイルで回答もらえると、信用できませんという回答が返ってくることになるのです、はっきり言ってしまうと。その場合、それはそれで私はいいと思っています。じゃあ何でですかと今後それを追求するだけなので。というのが私の個人的な設問の意図であります。

○西山委員長 まず、私のほうから説明をします。経過説明します。委員会の中で方向決めて正副委員長で市長にお会いした、そして数字を出した。その数字を提示したときに、こういう差があるのではないですかという提示をしたときに、市長から、そもそも委託を受けたコンサル会社が出した数字そのものが根拠に乏しい、そちらの数字も同じでしょう、根拠に乏しいでしょうということを市長室で正副委員長に、我々に言ったことなのです。そのことを重視する必要はないのじゃないかみたいなふうに表現していたと私は受けました。言葉とすれば根拠に乏しいということは明確に言いました、公式非公式は別として市長の口から出たことです。それに基づいて質問事項もそういうふうになってくるのでしょうか、それでよろしいですか。

酒井委員の質問事項についての表現を、もっと簡素化してというような大関委員の意見なのですけども、それについては。

はい、大貫委員どうぞ。

○大貫千尋委員 正副委員長と市長との、その話は聞いて私は記憶に残ってます。ここに立って市長が類似した話をしたことも私は記憶に残ってます。正副委員長だけでなく、みんな聞いているわけだよ、ここで。

○西山委員長 はい、石松委員。

○石松俊雄委員 私の理解はちょっと違うのです。根拠に乏しいという言葉が使われたかどうか分からないのですけれども、要するに正確な数字は基本設計に入らないとなかなか示さないのだという、私はそういう理解でいたので、仕方がないのかなと。そういう意味では仕方がないのかなというふうに思っています。むしろ環境技術研究所が出した数字が、信憑性が高いのかどうかということよりも、私はきちんとチェックしなきゃいけないと思ってるのは、事業者選定アドバイザー契約を環境技術研究所と結ばないでいただきたいというところは、きちんと私は言わなければいけないと思う。何かのチェックはかけなきゃいけないというふうに思うのです。環境技術研究所の数字の信憑性について、改めてここでもう一度委員会の中で議論をする必要性は私はないというふうに思います。

○西山委員長 はい、大関委員。

○大関久義委員 要は、コンサルが出した資料を市民向けに出してるわけです。我々に提出したのもそれと同じ数字なのです。それが信憑性に欠けるということであれば、何を根拠にして議論をしなくちゃならないのかという原点に戻っちゃうのです。今はそうじゃなくて、バイオを使っても、高効率を使っても、普通のストーカ方式使っても建設費用は変わらないよ、運転費用も変わらないよというものを市民向けに、説明してるわけですよ。それが本当なのかということで、調査委員会でやったものがそれとだいぶ違ってますよということであるから、一番最初のものっていうのは、市民向けに情報を発信したものは大切なものだとは私は思うのです。

○西山委員長 はい、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木宏治委員 すいません、第10回のときの資料の話だと思って聞いてるのですけれども、そのときに、当然、ほぼ同じ金額で三つの方式が出てる中で、事業費の概算の出し方考え方というのが明記されていたのを私も記憶あるのです。バイオガスに関してのみアンケート調査を実施して回答のあった4社の平均値を事業費とした。なお公的物価指数による補正は行わないと明言してます。焼却施設、高効率ボイラー発電の建設費に関しては、2021年度入札案件6件の入札価格ではなく、入札予定価格から施設規模1トン当たりの単価を算出し、単価を公的物価指数により物価上昇を見込んだ事業費としたという形で書いてあって、運営費も同じように、建設費と運営費の内訳が公表されている2件の入札予定価格から、公的物価指数による物価上昇を見込んだ事業費としたという形になっていたのを見ていたので、入札予定価格で、こっちは比較していて、ほかはアンケートで比較しているので、こういう算出根拠ですよというのは最初からずっと出てるので、そういうものなのだろうと私は理解をしながら、こういう金額の差というのを見ていたのですけれども、これに対して、入札価格と比較していくと今度は実際の契約金額という形になるとまた当然答えというか、答えが全然違ってくるだろうというのがあったので、一番最初の話でコンサルに聞いたときに、この表とかを作るという契約はなかったというふうに聞いてたので、そうするとこれはサービスで作ってくれる範囲だからこの程度しかやらなか

ったのかなというのが、私たちに出てきてしまった時点で、疑念も当然起きたし、何でこんなに差がこうなっているのだろうという疑念は確かにあったのですが、実際にこの資料は明言してるわけですよ。予定価格だし、アンケートで来たやつに関しては、公的な物的な物価指数補正は行わないという形でと言ってるので、金額的にずれが出るのは当たり前というふうにある程度このぐらいになってしまうというか予定価格とずれが当たり前と思って私理解してたので、ここに関してはあまり突っ込んでいっても結局は、答えが出てこないのじゃないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○西山委員長 はい、酒井委員。

○酒井正輝委員 皆さんおっしゃることは、それぞれそのとおりだと思うのです。ちょっとまた情報を整理しますと、簡単に言うと、バイオ施設が何でいるのと。有効性を示してねということ。私はこの質問事項で何でバイオいるのとそう言いたいだけなのです。その説明してねと。ただ、本当に何でバイオ必要なのですかというのと、まともというか、具体的な答えが返ってこないと思って、項目ごとに逃げ場をなくすというか、そうやってるのです。環境技術研究所の信憑性についての設定をしたのは、副市長はこれが有効だし、それをよりどころにしてるから、私は①で言っているこの予算比較をしませんということだったので、環境技術の数字をまだ信頼しているという態度というか姿勢が執行部にあったから、それ何でという話なのです。意味分かりますよね。石松委員がおっしゃるように、私は別に環境技術研究所の信頼性というのはどうでもいいというのは確かにそのとおりなのですが、一方で、執行部はどうでもいいという姿勢ではないから、私がここに書きしましたということなのです。

○西山委員長 はい、大貫委員。

○大貫千尋委員 今の酒井委員の意見、石松委員の意見、聞いた上での話なのですが、基本的に、この調査特別委員会で、今の柏井地区の焼却炉の建て替えについては、こういう形が望ましいという結論は出さなくちゃならないと思うのです。調査特別委員会として。それは曖昧にはできないと思う、私は。それをきちんと執行部に出さないと執行部は、アドバイザー契約をバイオも含めた形でやります、黙認してると。議会のほうの意見としてこういう形が、市長、望ましいでしょうという意見を出した後に、アドバイザー契約を執行部がどういう形でやろうか、それは二元制を無視して執行部の意見を通そうとするのかということになるから。4年に1回の選挙で選ばれる人なのだから、議会の言うことを聞く聞かないは、聞けとも言えないと思う、それは。ただ、アドバイザー契約をしちゃった後に、こういう方法のほうの方がよかったのじゃないと言っても遅いからね、はっきり言って。調査特別委員会の設立の目的もないからね。アドバイザー契約が、市長が言ってるバイオが何トンで合計80何トンで、設計委託の問題やそういうものが出てくるわけだから、実際は。今度は建築に関する問題に入ってくるわけだからね、アドバイザー契約というのは。今まで環技がやってたコンサルタントは、みんなの意見聞いて、どういう

ものだったらどのぐらいかかるだろう、どういうものだったらどのぐらいかかるよということで、いろんな方法の選択肢を、決めるための設計業務委託だから、業務委託そのものは。今回のあれは、方向性を決めた上での設計委託だから、それを考えたときにこの 22 名の調査特別委員会は何をしなくちゃならないかと言えば、いろいろな質問もいいかもしれないけど、急いでこの 22 名がどういう方法で、やったほうが市民の立場になるという結論を出さなくちゃならない。また税金の無駄遣いになるから。アドバイザリー契約をして、その金額が大したことなければ議会案件にはならないからね。

○西山委員長 おさらいも出ましたが、本題に入りたいと思います。

はい、畑岡委員どうぞ。

○畑岡洋二委員 いま酒井委員のほうから、何でバイオガス発電をコンバインドしなくちゃいけないのだというのはよく分からないとか、何でバイオガス発電というものを焼却炉に付設し始まったのだとかということを、酒井委員はどこかで資料とか勉強したのだけど分からないから執行部に質問するということなのかどうか分からないのですけども、私が調べた範囲になりますけれども、平成 30 年以前から、環境省が業界団体に中小廃棄物処理施設に対する将来の方向性を研究させているのです。その報告書が公開されているのです。それも何年にもわたって、その中でいろいろな試行錯誤した中で、日量 100 トン以下になってくると、燃やすだけでは問題があるだろうと、熱回収に無理があるだろうということになったときに、要するに自治体が小さくなっていくという、ごみの量が小さくなっているというバックグラウンドがある中で、焼却施設は小さくしなくちゃいけないだろうと。そういう中で以前、ちょっと話飛ぶかもしれないですけど、国のほうからは、だったら広域にして、日量 100 トン以上のものにしなさいというふうな研究もしなさいと、県単位に来ているわけです。とはいっても、すぐに小さい自治体のものを一緒にしなさいなんて簡単ではないから、取りあえず、新規のタイミング、タイミングになるから、小規模で作らざるを得ないところに対して、やっぱり研究しなくちゃいけないと。その報告書が出ているのです。その中で、結局、残念ながら小規模になると、単なるストーカ方式から、熱を取り入れるというのが、だんだん難しくなってくると。その中で、熱にする前に化学反応というメタン発酵の処理からしてメタンガスを取って、それを発電施設に持って行って、タービンを回しましょうということを、いろいろな人が考えついたわけです。そういうバックグラウンドの中で、環境省が中小規模の施設のときには、こういう方向がいいですよということを言い始めているわけです。それに対して、市は分かりましたというふうに、要するにその前段階のことは、もう国が言ってるからそれは分かりましたということで始めてるわけです。それを全部否定するとなると、私たちは、国と業界団体の研究したことを全部否定するだけの実験をするのかというふうに私は思っています。前段階をどういうふうに考えるかというのを、この中で議論してもいいのかなと思って、今まであんまり言いませんでしたけど、いつまでたっても、らちが明かないので思っているの

す。そういうものを持った上で何かをするのだったら別ですけども。

ということです、以上です。

○西山委員長 ただいま正午のお知らせがありました。午後 1 時半から研修会が控えております。1 時半までの時間がありますので、多少食い込んでも進めたいと思います。御了承願いたいと思います。

畑岡委員からも意見がありました。全体像を見据えるようなことになりました。

はい、石松委員どうぞ。

○石松俊雄委員 新清掃施設整備等特別調査委員会ですから、やっぱり国の CO2 削減政策とかそういう根本的なことからここで議論すべきことなのですが、私は、やっぱり新しい清掃施設がどういう内容になるのかということのをきちんと把握をして、税金の無駄遣いになってないのかどうかということをチェックするのが、私はこの特別委員会の役割ではないかなというふうに思うのです。そうしますと、私は何度も言っているんですけど、もう執行部、庁内では、基本計画に向けた議論始まっています。そして 11 月にはもう PFI 導入可能性調査に入っていくわけです。私たちは執行権がないから、市長がバイオガス併設でやっていくというふうに決めたら、もう事業が進んでいくわけです。だから、その事業を止める権限もここにはないわけだから、進んでいってる内容がどうなのかというのをきちんとここで調査しなかったら、役割は果たせないというふうに私は思うのです。それを果たすためには、バイオガス施設がいいのかどうかという結論を出すのじゃなくて、いま進んでることをチェックしていくということのを、まず優先的にやっていただきたいというのが、率直に私の希望というか、要望です。

○西山委員長 はい、大貫委員。

○大貫千尋委員 石松委員に反論するわけではないけど、公費を負担してアドバイザリー契約を執行部がやります。具体的に言えば、こういうものこういうもので設計をお願いしますという形だから、これは絶対駄目です。いまの石松委員意見に反対するわけではないけど、この調査特別委員会で、こういう形、規模がこのぐらいで、こういう形でやるのがベストでしょうという結論をまず出さないと駄目です。執行部が言うことを聞こうが聞かまいが、我々の役目は我々の役目で果たさなくちゃ駄目だ。それじゃなきゃ、いままで議論してきた意味がない。あと、各々の責任と勉強の度合いだから、それはしょうがない。各議員がめいめい皆から選ばれて議員として出てきているわけだから。意見を言おうが言うまいがそれはしょうがない。現実には、近年やった茨城町・石岡でもバイオの研究はしましたけどやりません。大洗・鉾田も、バイオの研究はしましたけどやりません。神栖・鹿嶋、それもやりません。茨城県内でここ 3 年 4 年の間に、新しい施設ができてるのだ、三つも四つも。でもやらないのだよ。だから、私ははっきり言って、誰が賛成しようが反対しようが私の意見としては、バイオは反対です。実例があるのだ、やらないという。何でやらないのと聞きに行くべきだよ、本来。私は聞いてきているのです、個人的に。何で

駄目なの。その判断をしないと、もう、アドバイザリー契約 12 月にやるからね、現実には。

○西山委員長 そのとおりなのでしょう。私のいま受けた感覚で言いますと、石松委員は別に賛同してるとは言ってません。ただ執行部と議会の関係の中でも、執行権の部分をお話ししたと思うので、反論みたいな言い方は、大貫委員ちょっと控えていただきたいと思います。

○大貫千尋委員 はい、了解。

○西山委員長 まさにそういうことで、この委員会の在り方を分かっていたくためには、取りあえずこの質問事項として投げましょうということで、前回皆さんで意思の疎通をしたところだと思うのです。今回取りまとめということで、案はできました。案につきましては、先ほど来お話しするように、⑤につきましては、各委員の温度差、そうですね、慎重意見及び反対意見が大半ですというところまで削って、これはまとめましょうと。これでいいと思うのです。その間に、18 日までを期限として、皆さんの意見をいただきたいと思います。質問に加えてください、これを議論してくださいということでいただきました。口頭で意見ありました。これにつきましては了承してもらったのでは出てません。酒井委員については、メールによって提出されております。これはこういう内容です。重複するともありますけども、いま二つの質問書になってしまっております。これをどのように取り扱うかということだけ、取りあえず本日の委員会の中では決定したいと思うのです。重複するところを削除するとか、何かちょっと皆さんの意見をいただいてまとめちゃいたいと思います。

はい、内桶委員どうぞ。

○内桶克之委員 提出案のところでいくと、酒井委員が説明をしてくれたのですが、費用の部分の再検討というところも入っているし、④で概算事業のデータの根拠というところも入ってるので、費用についてはこの③、④で賄えると思うのです。CO₂の考え方が先ほど酒井委員からもありましたが、酒井委員の内容と重複してる部分もあるし、聞いても執行部で考えるのが違うので、これは入れるべきだと思うのです。先ほどの皆さんの意見でいうと、アドバイザリー契約についての意見もあったので、もし加えるとすれば、環境技術研究所が入るという予定される、アドバイザリー契約についての質問項目を 1 項目つけ加えて提出したほうがいいのかと私は思います。

以上です。

○西山委員長 はい。それは、もともとの⑤まであるものに加え⑥がということでよろしいですか、そういうことですか。それは、酒井委員の質問書を集約した・・・。

○内桶克之委員 酒井委員から二つ上がってますが、今後進む方向性の中で、例えばさっき言った環境技術研究所がそのまま来るというところが、一応予想されるに当たっての考え方、執行部の進め方の考え方を、何とか阻止というか、どういうふうに進めていくのか

をもう一度確認してやったほうがいいんじゃないかと思うのです。ですから⑥を加えてと
いうことの内容があれば、皆さんの言ってる意見は網羅できるのかなと思います。

○西山委員長 どうでしょうか。

はい、大貫委員。

○大貫千尋委員 石松委員の意見、アドバイザー契約に関しての環境技術研究所の排除
の問題。内桶委員から出た話も、これは加えるべきだと思います。あんないいかげんな会
社に市民の税金を出せない。それは、みんなから了解もらって、⑥として入れてください。
決めてください。

○西山委員長 はい、石松委員。

○石松俊雄委員 入れ方なのですが、事業者選定アドバイザー契約をどういう考え方
に基づいて進めるのですかという質問にさせていただかないと。この業者を入れたほうがい
いとか排除すべきとかはちょっとまずいと思うので、そこは質問の文言を考えていただき
たいと思います。

○西山委員長 はい、内桶委員。

○内桶克之委員 酒井委員言っている⑦の項目の聞き方でいいんじゃないかと思うのです
が。そういう聞き方で入れていただければと思います。

○西山委員長 どうでしょう。

石松委員。

○石松俊雄委員 7番の環境技術研究所の信憑性について、これは困っちゃうのです。右
側の文章はいいですよ。

○西山委員長 はい、大貫委員。

○大貫千尋委員 参考意見を皆さんにお教えしますが、茨城町のし尿処理場が新しくで
きようとしてるのです。一部の人間は環境技術研究所の上のランクで、調査研究をしてい
ただきたかったのらしいのだけど、当市の副市長とごみ関係の部長の2人の推薦があって、
環境技術研究所が入って、また、安い値段で、とってる事実があります。だから、執行部
が言ってることと、やってることと、まるっきり現実は違う、これ事実だから。私らは行
ってきたんだ茨城町の役場まで。どういう経過だったのというと、普通は集まって指名選
定委員会をやるのだけど、笠間市の都合で持ち回りでやった。笠間の市長と・・・。

○西山委員長 その点は皆さんに説明済みだと思うのですが。報告済みだと思うのです
が・・・。

○大貫千尋委員 やり方が、環境技術研究所は脅しも入ってると思うよ私は、現実には。
脅されて同じ数字を頼まれて出した経過の話だと思うよ。

○西山委員長 はい、坂本委員、どうぞ。

○坂本奈央子委員 私も、いまの内桶委員の、酒井委員の案の⑦番を⑥として追加したら
いいと思ひまして、酒井委員のほうではない新清掃施設整備に関する質問事項の案のほう

には、その説明の質問の意向の内容は書いてないので、⑥として、酒井委員の意味のところを追加すればいいのではないかと思います。

○西山委員長 はい、ただいま御意見ありました、酒井委員（案）の⑦について、これをもととの案の⑥として追加する。追加記載をするということの案が出ました。

まずは、皆さんの御意見がこれで、ほかになれば、酒井委員に意見をいただきたいと思います。

酒井委員、どうぞ。

○酒井正輝委員 もととの原案というのですか、この①から⑤の案なのですが、言いたいことは多分一緒だと思うのです、根底にある聞きたいことと一緒だと思うのです。ただ、私から見るとこの最初の原案は、ぬるいなというか、くぎを刺す効力として、私はもっと言い逃れできないようにしたいのだという感想がありますとだけ取りあえず言っておきます。それが私が出した案の一例なのだというのが、端的な感想です。大体の方向性は一緒だと思います。

○西山委員長 酒井委員にお尋ねいたします。

ただいま意見がありましたけども、⑦の項目は追加しましょうよ、⑥でということについては御了承いただけますか。

○酒井正輝委員 いいと思います。

○西山委員長 そのほか、つまり①から⑥までについては、いまの酒井委員の考え方の中では、①から⑤に網羅されているのじゃないかという、きついかぬるいとかって言い方をしましたけども、取りあえずは伝わるであろうということで、重複とまではいかにしないにしても、伝わるだろうということで御理解してもらっていいですか。

酒井委員。

○酒井正輝委員 伝わるだろうとは、ちょっと言えないのじゃないかなというのが私の意見ですという話です。

○西山委員長 はいそれではどうしましょう。

○酒井正輝委員 皆さんどう思うか分からないですけど、私がおこがましいですけど添削みたいな感じで修正して正副委員長に提出して、こんなのができましたというのをみんなに見せて、どうでしょうかと諮るのではどうでしょうか。

○西山委員長 いま酒井委員のほうから意見が出ました。重複してる部分と思われるものについて、ベースは最初に出した①から⑤までの、この件はこれにつきましては、過日提言書を提出しているものに基づくこの質問事項ということに切替えております。これは皆さん御了承のとおりでございます。その中で、その文言だとか表現の仕方を、酒井委員の意見を組入れて皆さんにもう一回見てもらう。

どうですか。

はい、安見委員どうぞ。

○安見貴志委員 酒井委員の言ってることは分かります。ただ、こういう話って一般的に全員が22名が望むだけのものが100%得られるとは思わないのです。それぞれ出た意見の中で、大体どういうことを委員会として求めるかというところで、個人的にはもうちょっと突っ込んだ情報が欲しいのだけれども、そこまでちょっと細か過ぎて求められないよねというところを調整しないと、例えば一人の方がここまで欲しいからというところまで突き詰めて直しちゃうと、バランスとしておかしいと思うのです。なので、酒井委員に添削をといるところであれば、申し訳ないけど酒井委員には、そういったところの大きな物の見方で、文書を考えてもらわないと、細かく何%で幾らだというところまでやられると、ちょっと賛成しかねます。

○西山委員長 はい、石松委員。

○石松俊雄委員 手を入れていただいて、持ち回りになるのか、ちゃんと集まってやったほうがいいのかというのは、委員長、副委員長にその判断はお任せします。手を入れていただくということには私は賛成をしたいと思います。ただですね、⑥を加えていただけるのであれば、できるだけ早い日にちに提出していただきたいのと、回答も2週間とかではなく、やっぱり1週間で求めていただきたいというふうにお願いします。

○西山委員長 はい。ただいま、安見委員と石松委員から意見がありました。直ちに精査できるように、皆さんに、どんな方法で発信するか考えたいと思います。

これは、一応正副委員長、事務方に任せていただいて、ベースをもう一度作り直します。加えます。酒井委員との協議も含めて入れます。

それでよろしいですか。

加えて、回答期限を1週間ということで定めさせていただきます。提出はなるべく早く行えるように、直ちに行います。

はい、酒井委員。

○酒井正輝委員 安見委員のおっしゃることももっともだと思います。もし、何かあったらもう一回みんなに募集すればいいじゃないですか。それで、正副委員長で、また再整備してバージョンアップしたものを判断していただくのですが、それなら公平なのじゃないかなと私思ったのです。

○西山委員長 基本は酒井委員の意見を取り入れましょう。要するに、重複も含めて取り入れましょうがオーケーなのです。ただ、あまり細かくなったり、あまり煩雑化しちゃうと、うまくないよね、分かりにくいよねということなので、それは見ていただきましょうにしましょう。それを踏まえ協議しましょう。事務方、正副委員長で、酒井委員を含めて協議しましょう。ここはこうしましょう、ああしましょう、これじゃちょっと行き過ぎじゃないかというのをやりましょう。その時間をまず早急にやりましょう。

それでよろしいですね。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは質問事項についてはそのようにします。

それでは次に余熱利用施設の今後の在り方についてですが、この件につきましては、本日この時間の関係もありますので、午後の研修のこともありますので、引き続き、次回に持ち越しということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは本日予定しておりました部分についてはそのようにします。

次回の会議の開催日程についてであります、取りあえず全員協議会が11月21日なのですが、本日の会議の流れを組みますと、1週間後に提出しました、1週間後にどんな形であれ回答が来ます。その回答に対する、取りあえずの委員会は開くべきだとは思いますがいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 でしたら、その回答の動向を見ながら、御報告するということで、一応暫定として、回答期限を切ります。それから後3日ぐらいの間、2、3日の間に設定できるように協議をして、皆さんにお知らせします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは引き続き、今回の件について、日程についてはそのようにしまして、引き続き、バイオガス発電施設の必要性について、次に、余熱利用施設の今後の在り方について、あとその他ということで3本柱で進めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 はい、ありがとうございます。それではそのように決したいと思いますのでよろしくお願いします。

その他あれば、なければ、ちょっと時間も押していますので。

はい、酒井委員、どうぞ。

○酒井正輝委員 先ほどの畑岡委員に対する回答を、求められたとは言っていないのですが、ちょっと1分ぐらい話そうかなと思ってます。国が決めているのだからというをお話でしたけど、それは大貫委員が私の言ったことをちょっと代弁していただいているのですが、ほかではやってないですよ。バイオ建てているところもあれば建てないところもあって、その選択肢があるわけではないですか、それを調査したり、どういう方向にしていこうかという委員会なわけであって、決まってるからということでおかしいでしょっていう意見は、変です、違うと思いますと言っておきます。国が言ってることも、私はそれを踏まえて執行部に聞いているわけであって、国の言っていることということで私に対して反論があるのだったら、私の言説というのは封殺されてるのですよ。そうじゃないよという話なのです。その回答がないから何でこれ必要なのですかということを1年以上ずっと聞いている

のですということです。有効な回答がないからですということなのです。過去の私の言っていることは、根拠資料とか計算式とかで、私からはもう説明してますとだけ言っておきます。

○西山委員長 はい。それでなければ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは以上で第 26 回、清掃施設整備等調査特別委員会を終了いたします。

大変長時間にわたりありがとうございました。

午後零時 23 分閉会